第１　基本的な事項

１．笠置町の概況

（１）自然的･歴史的･社会的等諸条件

◎　位　置

笠置町は、東経 135 度 56 分、北緯 34 度 45 分、京都府南部に位置し、北は和束町、南は奈良市、東は南山城村、西は木津川市に接している。

広さは、東西 6 ㎞、南北 6.7 ㎞で、総面積は 23.52㎢ で、ある。

鉄道（ＪＲ）を利用した場合の所要時間は、京都から約 1 時間 30 分、奈良から約 30 分、大阪から約１時間 40 分である。また、自動車を利用した場合は、京都から約 1 時間 30 分、奈良から約 30 分、大阪から約 1 時間 30 分である。

◎　自　然

地形は、南に笠置山(290m)系、北に国見岳(514m)の山々が連なり、町の中央を木津川が東から西に貫流している。

木津川は淀川水系に属しており、三重県伊賀市を源流として、名張川と合流した後、笠置町に流れ込み、町内を流れる間に大小 8 本の河川が木津川に注ぎ込んでいる。

山狭な地形のため平地は少なく、森林面積が町面積の約 80％を占め、急傾斜面を形成している。

気候は、内陸性の気候で気温の年較差・日較差は大きいが、夏には木津川から吹き寄せる風が心地よく、また切山地区は高原的気候である。降雪は 12 月～3 月に記録しているものの降雪・積雪は共に少なく、気温の年平均は 15℃位、平均年間降水量は 1,600 ㎜程度で 6 月～9 月にかけての降水量が最も多く、木津川の氾濫による水害が度々発生している。

集落は、木津川沿いの平地部及びその周辺の傾斜地に分布している。土地利用は山地が最も多く、町域の約 80％を占め、残り約 20％が田畑・宅地などで平地面積は非常に少ない。史跡名勝地や農業振興地域等の規制は有るものの市街化区域・市街化調整区域等の指定はない。

◎　歴　史

本町は、笠置山巨石信仰によって古来より知られた所であり、古くは弥生時代の有樋石剣の出土が認められ、奈良時代から鎌倉時代にかけては大磨崖仏などの彫刻や末法思想の下で宗教信仰の山として全盛を極めた。しかし、鎌倉時代の終わりに後醍醐天皇が笠置山を要塞として行在所を置いたことにより、北条幕府軍が攻め入り、山は焼亡し衰退の一途をたどることになった。

明治4年廃藩置県により、藤堂藩の所領であった南笠置村・北笠置村・切山村・下有市村・上有市村は津県に、柳生藩の所領であった飛鳥路村は柳生県にとなったが、同年11月に6ヶ村が旧京都府管下に統合され、同22年6月に町村制が実施、笠置村となった。

大正9年に笠置公園が新設され、同13年から14年にかけて笠置山道路の改修が行われた。昭和7年には笠置山と山麓及び木津川景勝地131.1haが国の史跡名勝地として指定され、その結果それまで年間約9万人の観光客数が約16万人に増え、観光中心の強い色彩を帯びていった。

昭和9年1月、観光関係者、村民一致の強い要望によって町制が施行され笠置町となった。

◎ 交　通

○　道路

本町における主要道路は、町の中央部を東西に貫通する国道163号と主要地方道奈良笠置線・笠置山添線（奈良方面への連絡線）の2路線がある。

国道163号は、近畿地方と東海地方を結ぶ主要道であるが、昭和55年に笠置トンネルが完成し、それまでネックとなっていた悪路問題が解消され、交通条件は大幅に改善、それとともに交通量は倍増した。

表1－1　　道路整備状況

（令和8年4月現在）

種別	路線数	総延長（m）	改良		舗装	
			延長（m）	改良率（%）	延長（m）	改良率（%）
国道	1	5771.9	5771.9	100.0	5771.9	100.0
府道	3	5798.5	555.4	95.8	5798.5	100.0
主要地方道	2	4081.5	338.2	8.3	4081.5	100.0
一般府道	1	1717.0	217.2	12.6	1717.0	100.0
町道	63	29368.0	6375.0	21.7	23610.0	80.4
一級町道	3	4694.0	728.0	15.5	4694.0	100.0
二級町道	9	9021.0	1545.0	17.1	8079.0	89.6
その他町道	51	15653.0	4102.0	26.2	10837.0	69.2

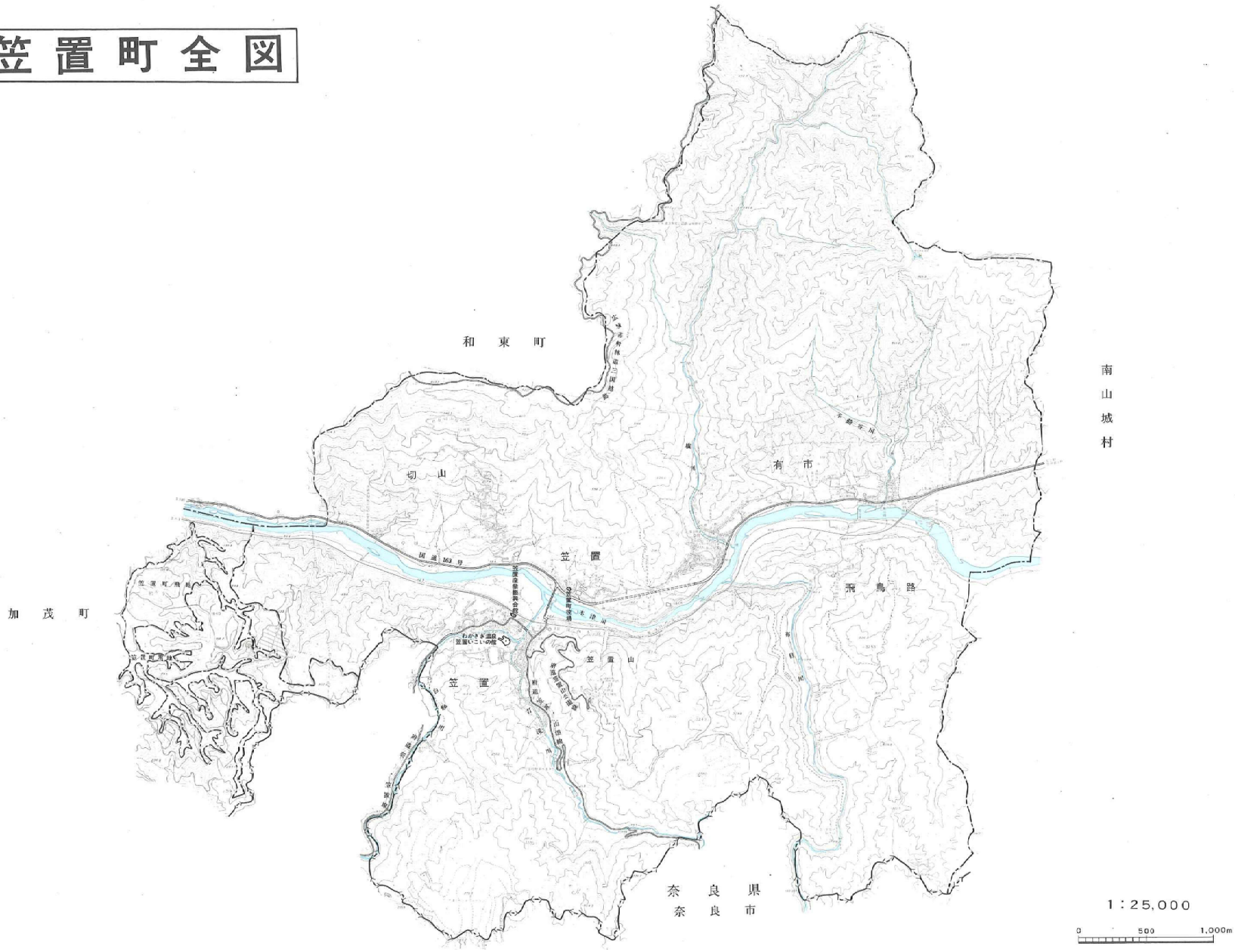
※改良には、5.5m未満の改良を含む。

○　鉄道

鉄道は、明治 30 年に開通されたＪＲ関西本線の 1 路線で、駅は笠置駅のみである。

本町の地形や利用客の減少により、いまだ電化されず、単線により 1 時間に 1 本程度しか運行されていないが、基幹公共交通機関として多くの住民が利用している。

笠置町全図



（2）過疎の状況

◎　過疎現象と今後の見通し

昭和 10 年国勢調査では 2,622 人であった人口は、昭和 22 年臨時国勢調査で 3,344 人に増加したが、その年をピークに年々減少し、昭和 35 年国勢調査では 3,048 人に、昭和 50 年国勢調査では 2,631 人まで減少、さらに令和 2 年国勢調査では 1,144 人となり、昭和 35 年から令和 2 年の約 60 年の間に 1,904 人が減少し、減少率も 62.5％となった。なお令和 7 年国勢調査の速報値では、953 人とさらに減少している。

特に、65 歳以上人口は、昭和 35 年国勢調査では 212 人であったのに対し、令和 2 年には 604 人と約 2.8 倍にまでに増加し、高齢者比率も 7.0％から 52.8％と大幅に増加した。

このような厳しい過疎化を招いた原因としては、耕地面積が少なく急傾斜地が多いという災害に弱い地形や、近距離であるにもかかわらず京阪神地域への交通アクセスが悪く、民間資本の投資が行われない等生活の利便性が低いこと、就業の場が確保できない等々、様々な原因が考えられるが、近年は若者の高学歴化や都市志向により、若年者層を中心とする人口の流出がより一層過疎化に拍車をかけている。

本町の過疎化は急激に進行したわけではなく、ゆるやかではあるが確実に進行してきた。昭和 35 年国勢調査と令和 2 年国勢調査を比較してみると若年者は 89.5％減少、逆に高齢者は 184.9％増加している。特に 0 歳～14 歳が 94.5％も減少していることを見逃してはならない。

人口の減少に歯止めをかけるため、移住・定住施策や、交流人口増加のための取組等、各種対策を講じているが、年々人口減少が進行し過疎化解消の方向へは進んでいない。今後は、道路整備を始め都市への交通アクセスの改善、就業の場の確保、生活の利便性の向上等積極的に施策を進め、これまでの諸施策により整備された基盤施設の成果を最大限に生かし、過疎からの脱却を図らなければならない。

そのためにも本計画で厳しく現状を見つめ、新たな視点で本町の活性化と過疎を克服するための施策を進める必要がある。

表1－2　人口の推移（国勢調査）　（単位：人）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,048	2,631	-13.7%	2,311	-12.2%	1,876	-18.8%	1,368	-27.1%	1,144	-16.4%
0～14歳	890	533	-40.1%	374	-29.8%	183	-51.1%	63	-65.6%	49	-22.2%
15～64歳	1,946	1,787	-8.2%	1,511	-15.4%	1,086	-28.1%	678	-37.6%	491	-27.6%
うち15～29歳(A)	755	598	-20.8%	391	-34.6%	282	-27.9%	144	-48.9%	79	-45.1%
65歳以上(B)	212	311	46.7%	426	37.0%	607	42.5%	627	3.3%	604	-3.7%
若年者比率＝(A)/総数	24.8%	22.7%	－	16.9%	－	15.0%	－	10.5%	－	6.9%	－
高齢者比率＝(B)/総数	7.0%	11.8%	－	18.4%	－	32.4%	－	45.8%	－	52.8%	－

（3）笠置町の位置づけ及び発展の方向

本町では、木津川の豊かな水を利用したスポーツ・レクリエーション施設の整備促進、周辺地域と連携し笠置山などの貴重な歴史・観光資源を再発見・再確認するなかで、情報通信基盤の整備と活用を推進し、ネットワーク化を図ることにより、さらなる観光入り込み客の増加、交流人口・定住人口・雇用機会の拡大、地場産業の振興を促進する。

今後豊かな資源を活かし、観光レクリエーションと一体となった魅力あるまちづくりを推進していくものとする。

また本町は、関西文化学術研究都市の圏域に隣接した位置にあって、美しい水辺と豊かな緑や歴史・文化に囲まれた恵まれた環境を有しており、これらの都市圏との有機的連携を図っていき、自然環境等を活かした観光・スポーツ・レクリエーション地としての機能整備充実を推進する。

◎　笠置町の整備の方向

① 豊かな自然環境や豊富な歴史的資源を活用した観光・レクリエーションを振興し、美しい自然と史跡に包まれ、かつ都市近郊に位置する特性を生かした良好な住環境を提供する町づくりを推進する。

② 国道 163 号の整備促進、主要地方道笠置山添線など公共交通網の整備促進を要望するとともに、地域の実情に即した生活環境水準の向上を図り、定住化の条件整備を促

進する。

③　官・民一体となった組織により、ＵＪＩターンの受け皿づくりや快適な住環境の整備・充実を進めることにより、過疎化の進展に歯止めをかけ、定住化の促進を図る。

２．人口及び産業の推移と動向

（１）人口の推移と動向

本町における人口・世帯数は、昭和 22 年臨時国勢調査の人口 3,344 人がピークで、その後年々減少傾向を続け、令和 2 年国勢調査では、人口は 1,144 人、世帯数は 522 世帯である。

１世帯当たりの人員についても減少傾向が続いており、昭和 25 年時点では 4.91 人/世帯であったのが、令和 2 年では 2.19 人/世帯になっている。

年齢3区分別人口は、昭和35年に15歳未満人口比率が29.2％あったが、令和2年には4.3％と24.9ポイントも減少している。これに比べ65歳以上の人口比率は昭和35年に7.0％であったのが令和2年度には約7.5倍の52.8％となっており人口の高齢化が著しい。

本町の通勤・通学による人口流動の状況は、就業者の流出が多く流出超過になっており、令和2年では昼間人口は1,039人で、昼間人口率90.8％である。

（２）産業別の推移と動向

産業別人口も、人口に比例し減少しており、昭和35年では就業者総数が1,275人であったのが令和2年では507人に減少、減少率も60.2％と高く、第一次産業人口は27人、第二次産業は112人、第三次産業は322人となっている。

本町の事業所数は、年々減少しており、事業所数での増減は、第 3 次産業での減少が目立っている。

平成 28 年経済センサス活動調査では、事業所数 86 件、従業者数 438 人であったが、令和 3 年の調査では、事業所数 81 件、従業者数 461 人と事業所数は減少しているが、従業者数は増加している。

表１－３　　人口の推移（住民基本台帳）　　（各年3月31日）

区分	平成12年		平成17年			平成22年		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	2,144人	―	1,988人	―	-7.3%	1,744人	―	-12.3%
男	1,026人	47.9%	946人	47.6%	-7.8%	821人	47.1%	-13.2%
女	1,118人	52.1%	1,042人	52.4%	-6.8%	923人	52.9%	-11.4%

区分	平成27年			平成31年			令和2年			令和8年		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数（外国人住民除く）	1,495人	―	-4.0%	1,312人	―	-12.2%	1,268人	―	-33.5%	1,015人	―	-20.0%
男（外国人住民除く）	703人	47.0%	-5.0%	621人	47.3%	-11.6%	603人	47.6%	-2.9%	476人	46.9%	-21.1%
女（外国人住民除く）	792人	53.0%	-3.2%	691人	52.7%	-12.7%	665人	52.4%	-3.8%	535人	52.7%	-19.5%
男（外国人住民）	2人	33.3%	―	0人	0.0%	-100.0%	0人	0.0%	0.0%	1人	0.1%	―
女（外国人住民）	4人	66.7%	―	2人	100.0%	-50.0%	3人	100.0%	50.0%	3人	0.3%	0.0%

図1－1

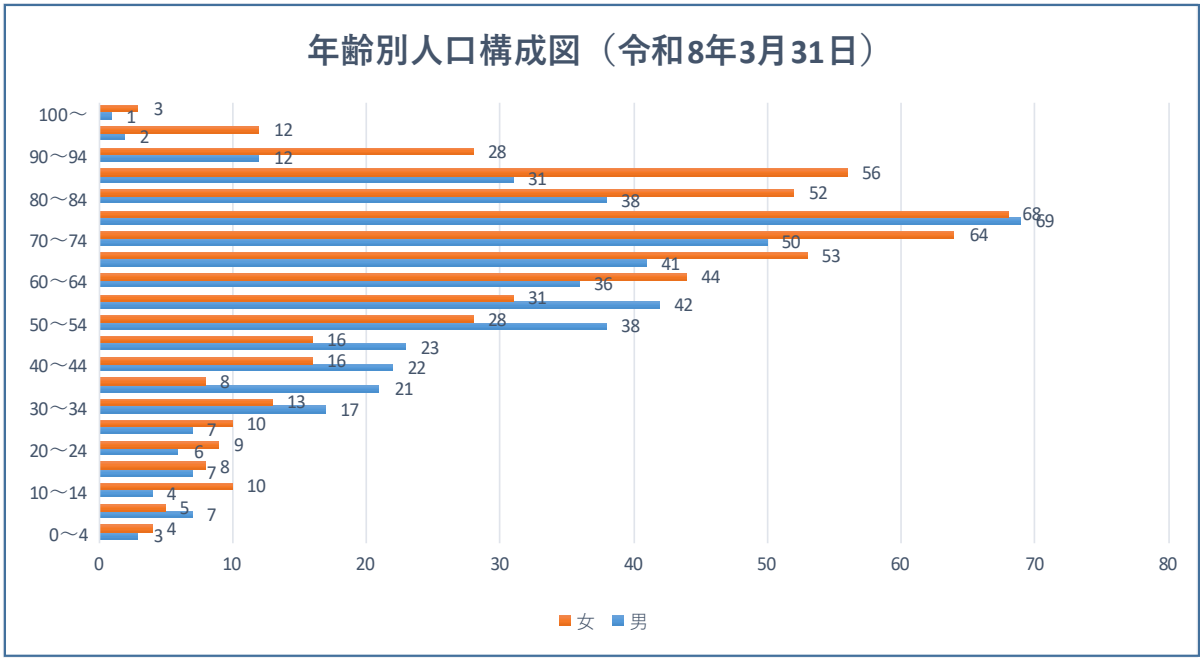


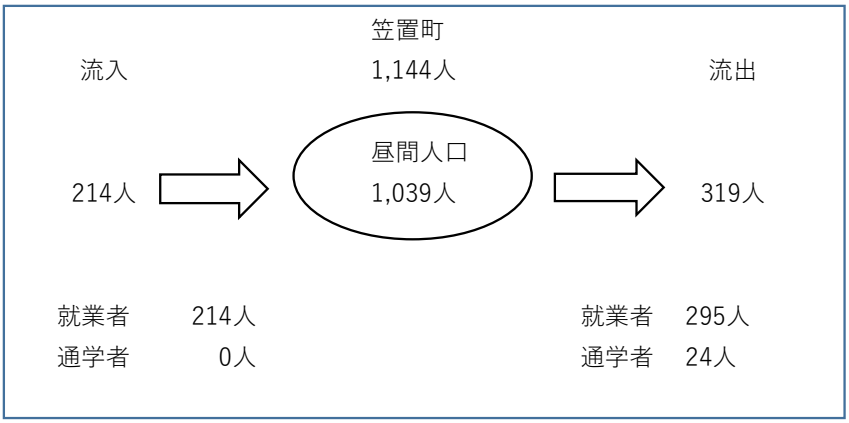
表1－4　年齢別人口構成図（令和8年3月31日）（単位:人）

区分	男	女	計
0～4	3	4	7
5～9	7	5	12
10～14	4	10	14
15～19	7	8	15
20～24	6	9	15
25～29	7	10	17
30～34	17	13	30
35～39	21	8	29
40～44	22	16	38
45～49	23	16	39
50～54	38	28	66
55～59	42	31	73
60～64	36	44	80
65～69	41	53	94
70～74	50	64	114
75～79	69	68	137
80～84	38	52	90
85～89	31	56	87
90～94	12	28	40
95～99	2	12	14
100～	1	3	4
計	477	538	1015

表１－５　集落別世帯数・人口

集落名	昭和60年 3月31日		平成12年 3月31日		平成27年 3月31日		令和2年 3月31日		令和8年 3月31日		増　減　率 令和8年／昭和60年	
	世帯	人 口	世帯	人 口	世帯	人 口	世帯	人 口	世帯	人 口	世 帯	人 口
南笠置	324	1,075	346	1,020	330	750	318	639	270	497	-16.7%	-53.8%
北笠置	57	197	42	124	33	65	28	51	27	50	-52.6%	-74.6%
切　山	40	163	50	151	49	111	46	94	37	74	-7.5%	-54.6%
西　部	204	741	202	608	189	407	173	335	160	274	-21.6%	-63.0%
東　部	59	230	64	203	58	149	58	132	52	103	-11.9%	-55.2%
飛鳥路	15	54	14	38	10	19	10	17	7	17	-53.3%	-68.5%
計	699	2,460	718	2,144	669	1,501	633	1,268	553	1,015	-20.9%	-58.7%

図1－2　人口流動の状況（令和2年）



第１－６　産業別人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,275	1,202	-5.7%	1,052	-12.5%	874	-16.9%	599	-31.5%	507	-15.4%
第１次産業就業人口比率	30.2%	13.4%	－	7.3%	－	5.5%	－	4.0%	－	5.3%	－
第２次産業就業人口比率	23.5%	27.3%	－	29.5%	－	24.3%	－	21.9%	－	22.1%	－
第３次産業就業人口比率	46.3%	59.3%	－	62.5%	－	69.7%	－	73.5%	－	72.6%	－

（３）今後の見通し

全国的に 2008 年の 1 億 2,808 万人をピークに人口減少局面に入っており、今後も年少人口の減少と老年人口の増加を伴いながら、2050 年には 1 億 468 万人程度にまで減少するという推計が出されている。また、地域間経済格差等が若い世代の東京圏一極集中を招いている。

こうした背景に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」が成立した。この「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された。

笠置町の人口は、昭和 22 年以降、減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口は 2040 年で 564 人まで減少すると予想されている。平成 27 年度には人口減少に伴う地域課題に対応するために、今後町が目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示す「笠置町人口ビジョン」及び「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」を策定、令和 2 年に改定した創生戦略に基づき、中長期的な人口政策の取組を実施することで町の人口の減少を可能な限り抑えていくことが重要となる。

また、本町の産業は、第一次、第二次、第三次産業とも小規模なものが多いため、高齢化の進展や後継者不足等により今後も減少が予想され、観光・レクリエーション産業が中心となっていくと思われる。

表1－7　　人口の見通し(人口ビジョン)

区分	令和7年	令和12年		令和17年		令和22年		令和27年		令和32年	
	2025年	2030年		2035年		2040年		2045年		2050年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,049	825	-21.4%	687	-16.7%	564	-17.9%	462	-18.1%	367	-20.6%
0～14歳	42	29	-31.0%	22	-24.1%	16	-27.3%	13	-18.8%	9	-30.8%
15～64歳	420	297	-29.3%	230	-22.6%	161	-30.0%	119	-26.1%	78	-34.5%
うち15～29歳(A)	57	35	-38.6%	28	-20.0%	22	-21.4%	16	-27.3%	12	-25.0%
65歳以上(B)	587	499	-15.0%	435	-12.8%	387	-11.0%	330	-14.7%	280	-15.2%
若年者比率＝(A)/総数	5.4%	4.2%	－	4.1%	－	3.9%	－	3.5%	－	3.3%	－
高齢者比率＝(B)/総数	56.0%	60.5%	－	63.3%	－	68.6%	－	71.4%	－	76.3%	－

３．行財政の状況

（１）行政の現況と動向

社会経済情勢の変動する中で、行政需要は多種多様に増加し、その内容も国際化・情報化・高齢化と広範囲な対応が必要となってきた。公正な行政を目指し住民の要望を踏まえ、長期的な展望に立って目指すべき将来像を明確に見据えた取り組みを推進すべく総合計画を基礎に、最小限の経費で最大の効果をあげて明るい住みよい町づくり形成を図らなければならない。

令和８年４月１日現在の行政機構は次頁のとおりで、総職員数 50 人（特別職除く）によって組織されているが、限られた人員と財政力で効率的な行政運営を図るため、行政情報電算処理システムの充実と機能的かつ弾力性を持った執行体制の確立に努める。

議会は８人の議員により構成し、1 常任委員会と議会運営委員会によって運営されている。行政と住民を結ぶ住民自治組織は６集落あるが、集落規模は大小ばらつきがあり、住民参加の拡充にはＣＡＴＶ、広報、防災行政無線及び令和７年度に全戸配布した防災タブレットの活用を行っている。

また、本町だけでの対応には限界があるため、生活圏の拡大から広域的な対応が必要であり、相楽地区広域市町村圏を核に下記の一部事務組合等に加入している。

相楽中部消防組合　　(1 市 2 町 1 村)
相楽広域行政組合　　(1 市 3 町 1 村)
相楽東部広域連合　　(2 町 1 村)
国民健康保険山城病院組合　　(1 市 2 町 1 村)
加茂笠置組合　　(1 市 1 町)

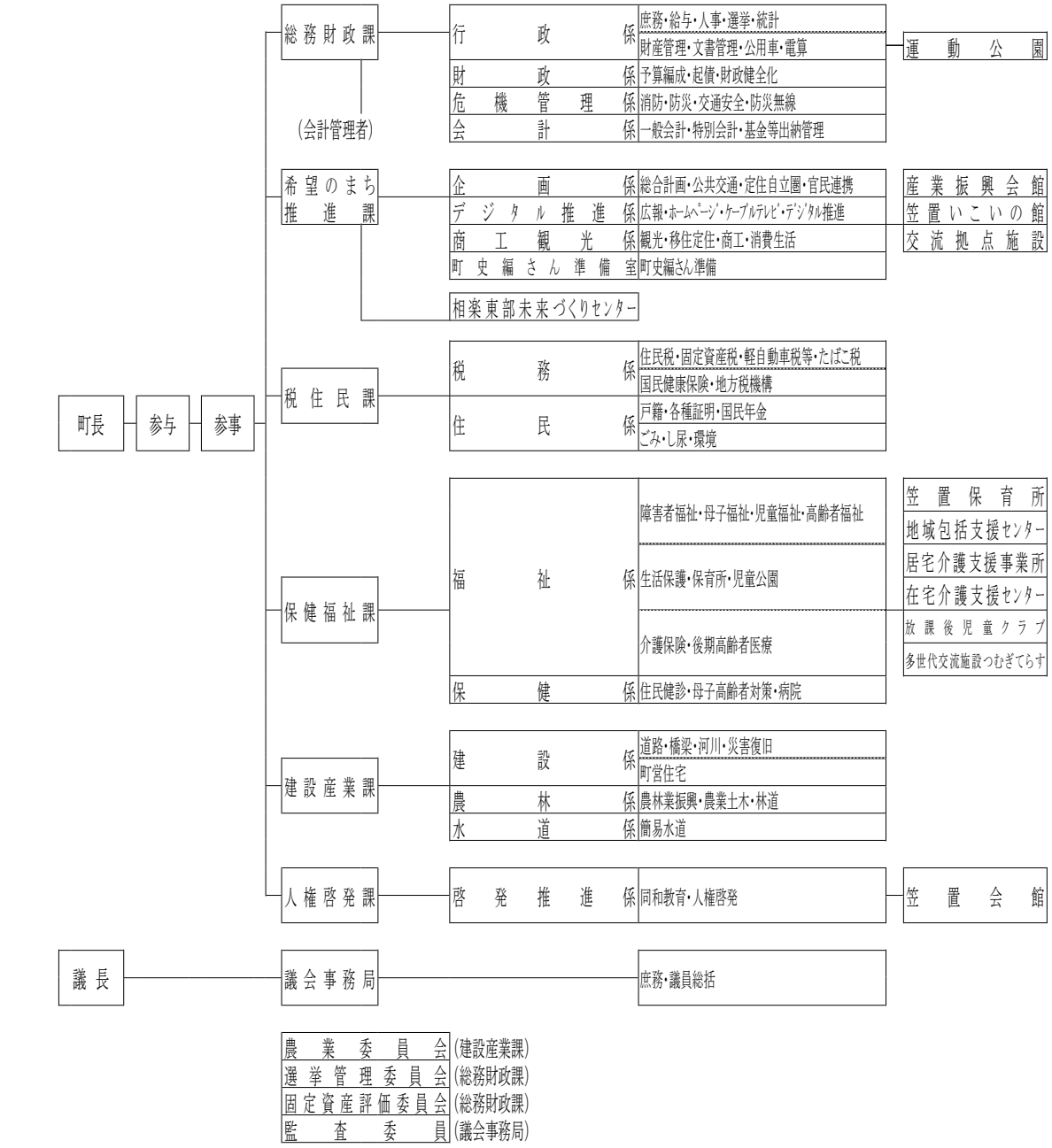
京都地方税機構　　（京都市を除く京都府下全市町村）

後期高齢者医療広域連合　　（京都府下全市町村）

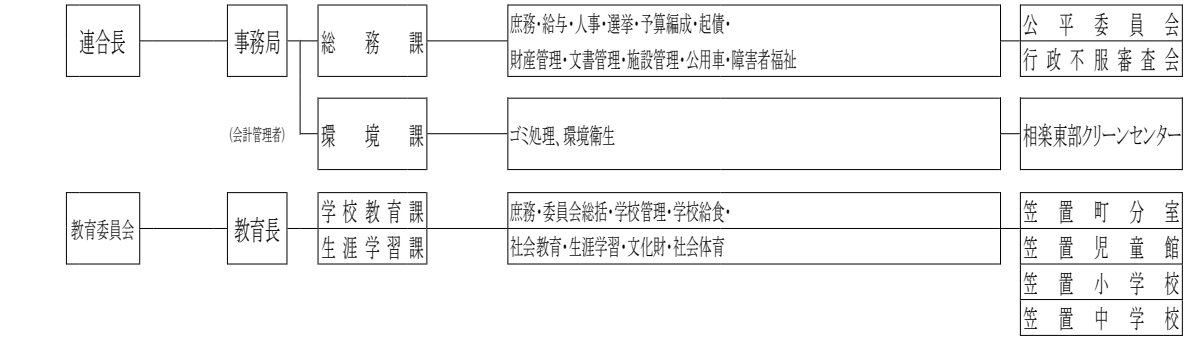
合わせて、平成 28 年 10 月には、府県の枠を超えて、三重県伊賀市を中心市として南山城村も含めた『伊賀・山城南定住自立圏』を形成、令和 2 年度には、奈良県山添村も合流し『伊賀・山城南・東大和定住自立圏』に改め、令和 6 年度には三重県名張市も合流したことで 5 市町村となり、定住自立圏共生ビジョンに基づいた広域的な連携事業に取り組んでいる。

以上の行政機能を有効的効率的に運営し、住民本位の行政推進を図る。

図1－3　笠置町組織機構図（R8.4.1～）



相楽東部広域連合



（2）財政の現況と動向

本町の自主財源の要となる町税は、企業及び地場産業に欠けるため、大半は依存財源に頼らざるを得ない現状である。

令和 6 年度普通会計決算規模は歳入 1,716,604 千円、歳出 1,654,931 千円、実質収支 11,839 千円となったが、経常収支比率は 104.6％と非常に厳しい状況である。

歳入のうち、一般財源となる町税の占める割合は 8.7％と低く、大部分は地方交付税に頼っている。歳出においては、一部事務組合への負担金が 232,729 千円で 14.1％、公債費償還額が 145,916 千円で 8.8％を占めている。

厳しい財政状況のなか、事業執行は最終的には起債に頼らなければならない。このことは、実質公債比率及び将来負担比率の増大へ繋がり、住民に負担が強いられることになるため、事業執行に係る起債発行には計画性を持ち、充分考慮し選択しなければならない。

しかし、過疎地域においては､建設投資や事業展開による地域活性化は切り離すことが出来ないため、過疎対策事業債の活用を図り、さらに経常的経費の節減に努力するとともに自主財源の増加に係る施策を講じ、将来にわたる財政運営の方向を見つめ、産業振興等の強化・活性化に努め、過疎からの脱却のため積極的に前進するのみである。

表１－８　市町村財政の状況　（単位：千円、％）

区分		平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和６年度
歳入総額　A		1,582,648	1,567,330	1,474,979	1,500,409	1,716,604
	一般財源	1,020,506	1,008,013	1,037,143	993,507	1,140,398
	国庫支出金	46,299	140,160	91,639	103,755	144,668
	府支出金	83,482	98,019	88,052	72,613	64,333
	地方債	139,700	128,224	110,265	121,353	80,722
	うち過疎対策事業債	67,000	37,500	39,800	63,000	70,400
	その他	292,661	192,914	147,880	209,181	286,483
歳出総額　B		1,501,483	1,513,296	1,364,364	1,474,003	1,654,931
	義務的経費	799,533	598,190	519,425	542,981	657,471
	投資的経費	169,027	168,477	126,016	195,857	253,723
	うち普通建設事業	169,027	167,800	122,729	190,859	251,106
	その他	433,880	678,362	661,323	658,438	588,104
	過疎対策事業費	99,043	68,267	57,600	67,000	155,633
歳入歳出差引額　C		81,165	54,034	110,615	26,406	61,673
翌年度へ繰り越すべき財源　D		59,000	3,378	30,326	8,360	49,834
実質収支　C-D		22,165	50,656	80,289	18,046	11,839
単年度収支			24,791	45,704	-59,272	-1,556
実質単年度収支			23,501	116,539	-99,258	-121,447
財政力指数		0.259	0.268	0.24	0.22	0.19
公債費負担比率		24.4	15.6	8.8	9.8	11.1
実質公債費比率		23.2	20.1	8.5	3.7	6.6
起債制限比率		15.1	－	－	－	－
経常収支比率		122.4	101.1	88.6	103.4	104.6
将来負担比率			55.5	－	－	－
地方債現在高		2,089,265	1,387,069	1,115,236	1,352,099	1,387,325

表１－９　　主要公共施設等の整備状況

（単位：m、％）

区分		昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和7年度末
町道		27,883	27,696	29,172	29,207	29,368	29,368
	改良率	1.0	14.8	15.9	18.8	21.7	21.7
	舗装率	29.2	64.5	72.2	76.4	80.4	80.4
耕地１ha当たりの農道延長		29.1	4.1	17.3	17.8	18.5	18.5
林野１ha当たりの林道延長		3.0	4.9	5.7	5.9	5.9	5.9
水道普及率		80.4	82.8	91.0	98.4	99.2	100.0
水洗化率		0.0	0.0	0.0	46.3	58.7	62.6
人口千人当たりの病院、診療所の病床数		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

４．地域の持続的発展の基本方針

本町は緑豊かな美しい自然との調和を保ちつつ、住み良い生活環境が整備された町として、関西文化学術研究都市との有機的連携並びに地域個性の形成を図り、観光を中心とした産業の振興と併せて、歴史のゆかり深い個性豊かな歴史文化観光都市を目指しており、

近年の観光の多様化により当町の豊かな自然と歴史的文化遺産を活用したアウトドアやレクリエーション、スポーツの場として、近隣都市圏の日帰り圏域となることから、都市圏にはない住環境や文化情報の交流の主要な拠点となることができる。

そうした背景をもとに、第4次笠置町総合計画では、“美しい自然と史跡に恵まれた心ふれあう町”をキャッチフレーズとし、10年後に実現したい町の姿を描き、4つの政策大綱「観光のまちづくり」「防災・減災のまちづくり」「福祉のまちづくり」「持続可能な住民主体のまちづくり」を定めている。

本計画においても、第4次笠置町総合計画で定めた4つの政策大綱を基本方針として位置づけ、本町が抱える課題を解決し地域の持続的発展への具体的な取り組みの方向性を定め、自然と共生した良好な環境の中で、住民が安心して住み、働き、学び、集い、活発な交流活動ができる町づくりを基本方針とする。

① 観光のまちづくり

豊かな自然、歴史・文化に恵まれた笠置町の魅力を十分に活用するため、産学官金など幅広い方々が集い自由に議論する「ＫＡＳＡＧＩこのゆびとまれプロジェクト」を設立し、笠置町が賑わい・潤うことで持続的な発展を図り、「歴史を守り、心ふれあう観光のまち」の再構築を進める。

② 防災・減災のまちづくり

地理的・地形的条件や高齢者が過半数を占めることから、自助・共助・公助の機能が円滑に作用するよう、町全体の防災意識の普及と情報伝達体制の構築を図り、発災から避難所運営までの町民生活を維持するための備えを充実させる。また、平時より関係機関との連携を強化し、消防施設や資機材の整備に努め地域防災力を向上させる。

③ 福祉のまちづくり

まちの希望である子どもを慈しみ大切に育てるとともに、高齢者や障がい者も住み慣れた「ふるさと笠置」で安心して暮らし続けられるよう、少子高齢化による担い手不足を解消させ、地域で支えあう環境づくりと、健康寿命を延伸させる介護予防の取り組みや医療の充実を図る。

④ 持続可能な住民主体のまちづくり

地域が持続的に発展していくためには、町民による地域活動の活発化とともに、生活の基盤となる社会保障の充実、生活インフラ等の整備が必要である。地域の自発的な取組への支援や、福祉・保健（医療）・介護施策の充実や、道路、水道、衛生施設、情報通信、公共交通などの生活基盤の強化を図り、多様な人材が定住し、住民が主体となるまちづくりをおこなうことで、将来世代に持続可能な笠置町を引き継いで

いく。

５．地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した過疎地域の持続的発展に向けて、令和７年１月に改定した「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」に基づき、「新しい人のつながりと流れをつくり、まちを活性化する」、「安心して暮らせるまちをつくり、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する」の２つの基本目標と、「新しい時代の流れを力にするとともに、多様な人材の活躍による魅力あるまちをつくる」の１つの横断的な目標を設定して、小さな町ならではのまちづくりを推進する。

６．計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における方針や目標については、「笠置町総合計画」及び「笠置町まち・ひと・しごと創生戦略」と相応するものであるので、本計画の達成状況については、PDCA サイクルによる効果・検証を行い、総合計画策定委員会に報告するものとする。

７．計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５ヵ年とする。

８．公共施設総合管理計画との整合

令和５年７月に改定した笠置町公共施設等総合管理計画は、本町が所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

また、今後も人口減少が続き、さらなる少子高齢化が進めば、財政基盤が極めて厳しい状況になることを想定し、公共施設の今後の在り方として、安全に公共施設を維持するため「現状維持、更新、統廃合、耐震化、長寿命化」に対応した施設の管理を基本とするものである。

第２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

１．現状と問題点

人口減少、少子高齢化の加速により地域の過疎化が進み、将来推計でも下降の一途をたどり、平成 26 年には初めて出生が“0（ゼロ）”、その後も年間の出生は 2～3 人にとどまっている。老年人口が生産年齢人口を大きく上回り、町内の各集落では地域事業の継続が危ぶまれ、地域コミュニティの維持も困難となり、集落の衰退も危惧される。

平成 27 年に「笠置町空き家バンク制度」を導入し、転出や後継者不足により生じた家屋について、賃貸又は売買が可能な物件として登録を依頼し、移住・定住希望者に情報提供を行っているが物件の登録は進まず、移住・定住につながっていない状況である。

２．その対策

○　空き家バンク制度を活用した住居の改修費や家財の処分費等に係る補助制度の充実とその周知を行う。

○　地域おこし協力隊の受け入れ体制を整備・充実させ、地域課題の解決や地域資源の活用に取り組む人材として活躍の場を広げ、活動終了後の定住へとつながるよう支援する。

○　観光やイベント等を通じた「交流人口」の拡大を図ることで笠置ファンを増やし、関係人口の増加や移住定住につなげる

第３　産業の振興

１．現状と問題点

（1）農　業

本町の農地は、山腹丘陵地あるいは谷間に開かれた山間谷地で小区画、不整形の耕地が多く経営耕地面積 3ha となっている。

2025 年農林業センサスでは、農家戸数が 42 戸で 2015 年調査に比べ 40 戸減少している。そのうち専業農家は 6 戸となり、後継者不足や農業離れが進んでいる。

農家離れと比例し経営耕地面積においてもその数字が表れており、田、畑とも減少している。また、1 戸当たりの経営規模は 0.3～0.5ha が農家全体の 67％を占め 0.5～1ha が 33％と、零細な経営規模農家が大半を占めている。

農業従事者の高齢化、若者の流出と担い手不足から縮小あるいは離農が進み、耕作条件においても山間谷地棚田等で農業基盤整備が進んでいない小区画不整形農地が大半を占め、新たな就農者が見込めず耕作放棄地が増えている。加えて、地球温暖化の影響や有害鳥獣による被害など厳しい状況が続いている。

（2）林　業

本町の森林面積は、町総面積の約 80％に相当する 1,881ha である。森林は林産物の生産、水源かん養、災害防止、自然環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能を通じて住民生活と深く結びついてきたが、木材価格の低迷や人材不足による林業従事者の減少に加え、町内者が所有する森林面積は約 35％と少なく、6 割以上の森林を町外者が所有しており、所有者が不明もしくは遠方に住み適切な管理が困難な地域が増加し、森林の荒廃が進んでいる。今後、これらの森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成を図るための基盤として整備していくことが､緊急かつ重要な課題となっている。

（3）商工業

本町の工業は､ほとんどの企業が下請零細で企業数も極端に少ない。これは､町全域の約 8 割が山林であり、平地も少ないうえに急峻な土地が多く工業の立地に適した土地が少ないことが要因となっている。

また商業は、駅前を中心にその周辺で多くの店舗が経営していたが、近隣市の大型商業施設等の出店により町内の消費者が流出、またインターネット販売の普及などにより家庭内で消費が完結するなど、町内での消費は厳しい状況におかれている。また家族経営の事業所がほとんどで後継者不足が影響し閉店する事業所も増加している。

一方で、空き家を改修した宿泊施設や飲食店、小売り店舗の開業もあり、今後も Wi-Fi などの導入によるテレワーク環境の整備等により、小規模企業の誘致や起業支援を促進するなど、地場産業の創出や雇用の確保に取り組むとともに、町内事業者の事業継続支援と人材育成にも力を入れていく必要がある。

（4）観　光

古くは修験道や元弘の戦で有名な笠置山には、巨岩・奇岩がいたる所で露出し、桜・もみじ等豊かな森林資源と雄大な自然景観に恵まれている。

また、本町の中央を流れる木津川流域は、平常の水量時では広範な河川敷地を呈し、春から秋にかけて釣りやキャンプをはじめ、カヌーやボルダリングなどアウトドアレジャーが楽しめる。

また、平成 9 年にオープンしたわかさぎ温泉「笠置いこいの館」は、遠方より多くの利用者があり観光拠点の１つとなったが、周辺地域で多種多様な温泉施設の開業により入館者が減少、施設の老朽化も進み維持管理費用が嵩んできたことで厳しい経営を強い

られることとなり、令和元年９月から温浴・飲食部門については休止となっている。

観光入込客数の大半がキャンプやボルダリング、ハイキングなどの日帰りの観光客であり、観光客のニーズも変化しつつある中、更なる観光資源の発掘とその魅力を発信するとともに、町内関係機関や他自治体との連携により広域的な観光も視野にいれ、積極的な誘客と観光消費額の増加を図っていく必要がある。

２．その対策

（１）農　業

○　担い手不足を解消するため、就農希望者の受入体制を整備し、関係機関と連携し情報提供や営農指導などの支援をおこない、新規就農者を確保する。

○　耕作放棄地については、有効な活用方法を調査し、観光農園、体験農園として活用するなど、効果的な利用を図るとともに環境保全に努める。

○　有害鳥獣対策として、駆除活動の強化を図るため狩猟従事者の負担を軽減し、農作物被害防止のため防除・防護施設の設置を促進する。

（２）林　業

○　林道・作業道等、林業の生産基盤の整備促進を図る。

○　森林整備計画に基づき、森林の健全な育成と適正な管理を実施し、計画的な除・間伐による森林整備を実施する

○　林業生産に多大な役割を果たしている森林組合組織の充実と組織改善施策として、作業機器の導入や若手の育成、また近隣町村との連携を図る。

○　地域産材を活用した木材製品の有効利用を促進する。

（３）商工業

○　商工会や商工業者等によるにぎわい創りを目的とした取組を支援し、地域住民が日常的に集い、くつろぐ場として魅力ある商店街を形成する。

○　商工業者等との連携による地域資源を活用した特産品等の開発や販路開拓を支援する。

○　商店の集約化や空き店舗の改修など新規出店を支援するとともに、新たな働き方に対応したサテライトオフィスの利用促進やテレワーク環境の整備を進める。

○　新たな創業者に対する情報提供や伴走支援に取り組む。

（４）観　光

○　観光施設整備として、河川敷公園・道路整備・駐車場整備等の施設充実に努め、主要な観光地への交通網の整備を図る。

○　地域の観光資源を活用した体験型観光などのメニューを充実させるとともに、「お茶の京都 DMO」や民間事業者と連携した広域的な観光振興に取り組む。

○　自然豊かな観光資源や歴史遺産を利用したグリーンツーリズムの魅力を発信し、町内の宿泊施設と連携した滞在型の余暇活動を推進する。

○　観光 PR を積極的に行い、効果的な観光情報の発信を推進する。

○　現在無人化となっているＪＲ笠置駅に観光案内機能の整備や「笠置いこいの館」、「笠置キャンプ場」等の利活用により、観光のまちづくり、人と人とがつながるまちづくりを促進する。

３．産業振興促進事項

（１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
笠置町全域	製造業、 情報サービス業等、 農林水産物等販売業、 旅館業	令和８年４月１日 ～ 令和 13 年３月 31 日	

（２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第３ 産業の振興」「２．その対策」のとおり

産業振興促進のため、周辺市町村との連携を図る。

第４　地域における情報化

１．現状と問題点

防災行政無線は、 昭和 62 年の運用開始以来、デジタル化にも対応し防災・行政情報の伝達に活用してきた。また、平成７年度にはケーブルテレビ「笠置テレビ」を開局し、町内の情報発信をおこなってきたが、経年により放送機材が老朽化しており、頻繁に修繕が必要となってきている。

さらには、高度情報ネットワーク網を町運営から民間事業者へ移行し、全世帯への高速インターネットや地上デジタル放送への対応をおこなってきた。

現在は、ホームページをはじめＳＮＳによる情報配信や、令和７年度に全世帯へ配布した防災タブレット等を活用し、住民が必要とする情報を個々の生活に応じたタイミングで受

信できるよう発信形態を拡大している。

２．その対策

○　防災行政無線は災害時に住民に対し緊急放送を一斉に伝えるための重要な伝達手段であり、親局や屋外子局については定期的な更新や修繕が必要である。

○　防災タブレットを正確かつ迅速な情報伝達手段として効果的に運用し、必要に応じてアプリ等の追加導入についても検討を進める。

○　ケーブルテレビ（笠置テレビ）は、議会中継や町の話題などを視覚的に町民にお知らせする重要な媒体であることから、老朽化した機器について計画的に更新する。

○　経済的負担を軽減するため後期高齢者等を対象としたケーブルテレビ利用料の補助を継続的に実施する。

○　ＬＩＮＥやホームページは町外でも気軽に町の情報を収集できる媒体であり、タブレット等との連携やリニューアルを進める。

第５　交通施設の整備、交通手段の確保

１．現状と問題点

（1）道　路

本町域の幹線道路は、木津川右岸に沿って国道 163 号が東西に走る主軸をなし、主要地方道笠置山添線、同じく奈良笠置線が主要集落を結び、町道がそれに接続している。

道路は、町民の生活を支える基盤であり、災害時には住民の命を守る重要な施設であるとともに、観光を主な産業としている当町においては奈良市や名阪国道から直結する府道は都市部からの観光道路でもある。

本町の町道は、63 路線、総延長 29,368ｍであり 1・2 級町道 12 路線は国道 163 号もしくは、主要地方道笠置山添線、奈良笠置線に接続されている。

本町の町道は集落の生活道路であるが大型車の通行が不可能な未改良路線がほとんどであり、行き止まり路線も多くある。

道路法に基づく台帳整備後の 1・2 級町道 13,715ｍに対し、改良率は 16.6％、舗装率は 93.1％（令和 8 年 4 月現在）となっている。

また、本町の道路橋は 30 橋で、令和 4 年 3 月に策定した橋梁長寿命化計画に基づき、修繕工事を実施している。

（2）公共交通

本町は、名古屋～大阪を結ぶＪＲ関西本線が運行されて通勤通学者をはじめ、奈良・大阪・京都への住民の重要な交通手段として利用されるとともに、多くの観光客が利用している。

昭和 63 年 3 月隣市・木津川市のＪＲ加茂駅まで電化され大阪～加茂間が直通となり増便されたが、加茂亀山間は非電化区間が残り、ワンマン化とともに運行本数が減り更なる利便性の悪化が懸念される。駅舎や駅前広場を改修し、ＩＣＯＣＡ搭載車両も導入されたが、バリアフリー化など課題は山積している。

なお、民間バス事業者による運行が休止となって以降、町内 6 集落を結ぶ福祉バスの運行を町単独で行っており、交通弱者の身近な公共交通機関として大きな役割を果たしている。

また、平成 29 年からＪＲ関西本線を補完する目的で京都府、和束町及び南山城村との共同によりＪＲ加茂駅を起点に和束町、笠置町を経て、ＪＲ月ヶ瀬口駅を結ぶ「相楽東部広域バス」の運行を実施している。

令和 7 年度から南山城村の協力を得て実証運行を始めたオンデマンド交通により、バス停までの移動が困難な方の課題を解決するとともに利用者の利便性の向上を図っている。

２．その対策

（1）道路

○　集落間の連絡道路としての機能の向上と住民生活の利便性、利用者の安全確保を図るため、道路新設、基幹道路の道路拡幅、行き止まり道路の解消を図る。

ア　（1 級）町道笠置有市線道路拡幅改良

イ　（1 級）町道笠置広岡線道路拡幅改良

ウ　（2 級）町道笠置切山線のバイパス道路新設

エ　（他）　町道笠置山線道路改良

オ　その他の町道については、狭小部の改良、行き止り道路の解消、未舗装箇所の改良を図る。

（2）公共交通

○　沿線市町村と協力し、運行本数の維持、加茂駅での接続性の向上及び駅舎のバリアフリー化を関係機関に要望する。

○　利用促進と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、高校生の通学費助成制度を

継続していく。

○　相楽東部地域を運行する「相楽東部広域バス」及びオンデマンド交通が継続的な運行となるよう利用促進を図る。

○　住民の交通手段を確保するため、公共交通全体の連携を図り、効率的かつ利便性の高い運行体系の実現を目指す。

第６　生活環境の整備

１．現状と問題点

（１）簡易水道

本町の水道事業は、昭和 29 年度に笠置簡易水道を創設し給水を開始したのに始まり、平成 16 年度までにはすべての地域で供給を開始しており、令和 8 年 3 月末における給水人口は 988 人で水道普及率は 100％（令和 8 年 3 月末現在。飛鳥路飲料水供給施設分を除く。）となっている。人口減少や節水意識の高まりなどで料金収入の減少が見込まれるが、安全で安心な水道水を安定して供給し続けるためには、老朽した施設や水道管の計画的な更新を進めていくことが重要となっている。

（２）生活排水処理

町全域にわたり、下水道処理施設は未整備であるものの、生活排水対策として合併処理浄化槽の普及を進めており、令和 7 年度末では合併・単独合わせて浄化槽の処理人口が 635 人となり、水洗化率も 62.6％となった。今後も町全域の水洗化を図ることとし、その導入を促進している。

また、し尿処理については相楽広域行政組合において実施している。平成 13 年度から稼働していたし尿処理施設は老朽化したため、令和 2 年度に新たな方式の処理施設に更新した。

（３）ごみ処理

収集運搬及び中間処理については相楽東部広域連合を通して可燃ごみ・粗大ごみ・プラスチック製容器包装・カン・ビン・その他プラスチック等に分別し実施しているが、平成 11 年度に稼働したごみ処理施設「相楽東部クリーンセンター」は平成 31 年 4 月から休止しており、現在は民間業者に業務委託している。また、休止中の「相楽東部クリーンセンター」は、施設設備の老朽化が進んでいることから、今後のごみ処理に係る体制や施設について、早急に方針を決定し対応する必要がある。

（4）消防防災

近年の激甚化した災害に対応し、町民の生命と財産を守るため、防災対策と消防団との連携は非常に重要となっている。人口減少とともに若年層の転出が多く、消防団員数の減少や昼間の消防力の低下が課題となっている。総合的な防災体制の強化に加え、町民一人ひとりの自助・共助に対する意識の向上が必要であり、自主防災組織の立ち上げや、地域ごとの防災計画の立案や訓練等といった取り組みが求められる。

消防水利については、充足率が向上してきたとはいえ、まだ90%弱のため今後一層の充足率向上に努めなければならない。また、本町は急な坂道が多く幅員も狭く消防自動車の進入できない道があるので、軽自動車の四輪駆動車を導入し万全を期しているが、導入後相当年数が経過しているものもあり、車両の更新をはじめ、資機材の整備が必要である。

（5）住　宅

本町の公営住宅は、3団地、総管理戸数73戸であるが、そのうち半数が耐用年数を経過し、老朽化の進んだ木造平屋建て住宅である。また他の公営住宅においても狭い居住スペースであり、現在の生活環境に適していない状況にある。

一方、民間の賃貸住宅は少なく、大規模開発は今後も見込めない状況である。

そのため、令和4年3月に策定した町営住宅長寿命化計画に基づき、修繕及び老朽化住宅の除去・建替えや、若者向け及び高齢者向けの住宅建設が課題となっている。

2．その対策

（1）簡易水道

○　令和7年度に改定した笠置町簡易水道事業経営戦略に基づき、持続可能な水道運営の実現と安定的な給水を確保するため、適正な料金改定を実施するとともに、老朽化した配水管の更新と耐震化対策を実施する。

○　既設施設の統廃合、給水収益の確保及び営業費用の削減に取り組み、「京都府水道グランドデザイン」により広域連携を進め、コスト削減に努める。

○　笠置、有市、東部簡易水道は、現状の給水区域で将来計画に基づく施設整備を行い、全簡易水道を統合整備する。

○　簡易水道統合と同時に、未導入の施設には断水につながる非常事態を未然に防止するためテレメーター設備を介し、総合的に監視制御を行う。

（2）生活排水処理

○　合併処理浄化槽設置の推進と補助制度の拡充、広報及び利活用の充実を図る。

（3）ごみ処理

○　令和２年度に策定した笠置町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、住民一人一人、事業者それぞれの協力の下、ごみの分別を徹底し、減量化及び資源化への取り組みを進める。

○　ごみ処理については、相楽東部広域連合において行っているが今後最終処分地等の整備を行う。また、ごみ処理施設「相楽東部クリーンセンター」が休止しているため今後の方向性についてあらゆる面から検討するとともに、ごみ処理に必要な計画等の見直しや策定等を行い、早急に処理体制を整備する必要がある。

（4）消防防災

○　消防団員の確保や育成、活動拠点や積載車など装備の更新を進め、関係機関との連携のもと消防力の強化を図る。

○　消防水利確保のため耐震性・飲料水兼用タイプの防火水槽の整備に努めるとともに、自然水利活用のための道路整備や水道管の更新等に合わせた消火栓の整備などを進める。

○　相楽中部消防組合の消防施設及び緊急車両等の更新を進める。

○　災害時に円滑な初動対応ができるよう、平時からの訓練による避難体制の確保、防災行政無線や防災タブレットによる情報伝達網の構築、広報やイベントをとおした防災情報の提供などに取り組む。

○　自主防災組織の立ち上げや活動を支援し、自助・共助を基本とした地域防災力の向上を推進する。

（5）住　宅

○　若者等定住、ＵＪＩターンの地方定住、地域活性化と豊かな居住、高齢化社会対応に向けた公営住宅の総合的な計画の早期樹立と実現を図る。

○　笠置町町営住宅等長寿命化計画に基づく修繕や、耐用年数の経過した木造住宅の除去・建替えを促進する。

○　民間宅地開発として、土地利用計画・総合計画の整合性、開発指導要綱等の適正な運用により、その規制と誘導を図り、分譲住宅など住宅団地の形成に努める。

第７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

１．現状と問題点

（１）児童福祉

核家族化や共働き世帯の増加に加え、若年層の流出により出生率が低下しており、子ども同士・子育て世帯同士の繋がりが希薄になるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化している。地域で孤立することなく安心して子育てができるよう、施設の整備や支援体制の構築、経済的負担の軽減などに取り組む必要がある。

第３期笠置町子ども・子育て支援事業計画やこども計画に基づき、「“こどもを宝”として育て、こどもたちが“宝と思う町”」づくりを進めていくためにも、地域全体で施策を進めていかなければならない。

また、町内の保育所は１園で園児数は減少しているものの、老朽化により施設全体の改修が必要な状況であり、保育園留学や農村留学などを見据えた改修も検討していく必要がある。

（２）高齢者福祉

笠置町における高齢化率（全人口における 65 歳以上の人口）は、令和８年３月末現在では 57.14％と超高齢化社会の領域に達している。

住み慣れた町で安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築、介護者の支援、地域全体で高齢者を支える体制づくりを図るとともに、高齢者の社会参加や介護予防に資する「通いの場」の充実や介護予防事業の推進に取り組んでいく必要がある。

（３）町民の健康づくり

生活習慣病やがんなどの病気リスクを早期に発見し、治療や生活習慣の改善に繋げられるよう、受診しやすい住民健診の体制整備が求められる。また、健康増進・フレイル予防として生活習慣の改善のため、健康教育に重点を置き、関係機関・団体との連携を図り、住民が主体性を持って自らの健康増進に取り組むよう健康に対する意識の高揚を促し、総合的な健康づくりを進めなければならない。

（４）障がい者（児）福祉

すべての人が自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた「障がい者基本計画」に基づき、障がい者の日常生活や社会生活の支援や就

労支援などの充実を図り、実効性のある施策に取り組むことが必要である。

２．その対策

（１）児童福祉

○　子育て相談や子育てに関する情報提供などの支援

○　児童公園の整備や再生など、子育て環境の充実及び子育て世帯の交流の場を整備し、地域での孤立化を防ぎ、安心して出産・育児ができる環境づくりに努める。

○　幼児教育を兼ね備えた保育所機能や、放課後児童機能の充実など、質の高い子育て環境の推進とともに、老朽化した保育施設の設備の更新・改修を図る。

○　妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援体制の整備に努める。

（２）高齢者福祉

○　高齢者が住み慣れた町で健康的に日常生活を送るために、地域での社会参加や交流機会の充実を図り、フレイル予防や介護予防などの健康づくりに取り組む。

○　社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の支援、福祉有償運送、ふれあいサロン、買い物支援などの福祉事業に対し支援を行う。

○　高齢者に対する配食サービスをとおして、バランスのとれた食事の提供と見守り活動を実施する。

○　ほのぼのサービスをはじめとした簡単な家事支援など、地域で助け合う活動を支援するとともに、シルバー人材センターの設立など高齢者が働くことを通じて生きがいを得たり、地域に貢献できる担い手の育成に取り組む。

○　住民のつながりや居場所づくりをとおして、生きがいを見つけ介護予防につなげる活動に対して支援する。

（３）町民の健康づくり

○　保健師による健康教育・健康相談サービスの充実を図るとともに、医療体制の確立や地域医療のネットワークの構築など健康づくり体制を整備する。

○　特定健診や後期高齢者健診、各種がん検診を行うほか、健(検)診の受診率の向上に向けて実施体制の整備に努める。

○　高齢化が急速に進行する中、高齢者が要支援・要介護状態となることなく、自分らしい生活を継続できるよう、若いうちからの生活指導、相談体制の充実及び機能訓練までの一貫した健康管理体制の強化、在宅ケアの支援体制を整備する。

○　健康教育・健康相談を各種団体の研修のなかに取り入れ「栄養・運動・休養」を

テーマとした事業を実施するとともに、今後保健センターや相談窓口の整備をした上で、生活習慣病の予防や健康増進の取り組みを進める。

（4）障がい者（児）福祉

○　障がい者（児）が地域の中で自立して生活できるよう、障害福祉サービス等の支援体制の充実に努める。

○　誰もが暮らしやすいまちづくりを進め、バリアフリー化の一層の推進に努める。

第８　医療の確保

１．現状と問題点

地域住民が安全で安心して暮らし続けるためには、安定した医療サービスの提供が重要となる。このような中において、当町には医院と歯科診療所、調剤薬局がそれぞれ１ヶ所あり、住民生活には必要不可欠な機能の一つである。

しかしながら、近年の全国的な医師不足等により、診療体制の確保等が厳しい状況にあることから、京都山城総合医療センターや相楽休日応急診療所等の関係機関との連携による医療提供体制の充実に努めるとともに、医療・保健・福祉が三位一体となった住民の健康づくりを進める。

また、公設民営の歯科診療所については、平成5年の開設以来30年が経過し、施設、設備等の老朽化により改修や更新が必要である。

２．その対策

○　町内及び近隣市町村の医療機関並びに京都山城総合医療センターなどの関係機関と連携し、住民が安心して医療を受けられる体制の充実を図る。

○　相楽広域行政組合において設置している「相楽休日応急診療所」の充実と、夜間等の救急医療体制の整備を図るため、医師会等関係機関との連携により広域的な体制整備を促進する。

○　医療体制の充実を図るため、施設、設備、医療機器の計画的な改修、更新を実施する。

第９　教育の振興

１．現状と問題点

（1）学校教育

本町には小学校が１校、また中学校が南山城村に１校あり、児童数の減少や民間のバ

ス事業者の撤退により、それぞれスクールバスにより通学している。児童生徒数は年々減少し、小学校においては複式学級を編制しなければならない人数となっているが、基礎学力の向上と学習環境の充実を図るため、町独自で非常勤講師を雇用し単式学級を維持している状況である。少人数を理由にした経験不足を補うため、連合管内の小学校や中学校との連携を図り広域的に学習機会を確保するとともに、家庭や地域の協力のもと、笠置町ならではの教育に取り組んでいる。

校舎の耐震については、小学校は耐震基準を満たしており、中学校は耐震工事を済ませているが、どちらも経年により老朽化は激しく、給食施設も含め長寿命化計画に基づき計画的に整備や改修をおこなっていく必要がある。

またGIGAスクール構想に基づき端末及び校内LANを整備したが、今後もICTを活用した学習環境の向上を推進するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成やグローバル化に適応する人材育成に努める。

（2）社会教育施設等

誰もがいつでもどこでも生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活用することのできる「生涯学習社会の実現」に向け、住民のニーズに応じた情報提供や学習支援をおこなうとともに、成果発表や地域社会に還元する機会を提供し、学習意欲の向上を図っている。

また人口減少とともに競技スポーツ人口が減少、スポーツ団体の活動が縮小しており、地域におけるスポーツ活動の持続性が失われてきている。

社会教育施設と位置付けている小学校体育館や運動公園は、利用促進のため利用者のニーズに応じた環境整備をおこない、維持管理のための設備更新も定期的に実施する必要がある。

２．その対策

（1）学校教育

○　小学校・中学校における施設整備については、長寿命化計画に基づき計画的な修繕等を進めるとともに、管理運営コストの削減や省エネルギー化・脱炭素化を推進する。

○　少人数に伴う教育機会の格差是正を図るため、非常勤講師の雇用により単式学級を維持するとともに、相楽東部広域連合管内での小小連携や小中連携、校外学習をとおして、教育機会の確保と学習環境の充実に努める。

○　スクールバスの運行により通学手段を確保するとともに、子どもたちが安心して

通学できるよう、地域や関係機関と一体となって通学路の安全対策を推進する。

○　GIGA スクール構想に基づき配付した端末を利用し、更なる学習環境の充実と、情報活用能力の育成などの ICT 活用教育を推進する。

○　安心・安全な学校給食を提供するため、給食費の無償化により保護者の経済的負担を軽減するとともに、給食施設や調理機器の計画的な修繕・更新による維持管理を行う。

（2）社会教育施設等

○　運動公園は町外団体の利用が多く収益が確保できる重要な施設であり、更なる利用促進を図るため施設の充実や定期的な改修を実施する。

○　年齢や技術レベルに関わらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境を整えるとともに、拠点施設の機能充実やスポーツ団体の育成や活動を支援する。

○　スポーツは健康増進と地域コミュニティの醸成につながることから、関係機関と連携したスポーツ教室やスポーツイベントの開催など、生涯スポーツの推進を図る。

第 10　集落の整備

１．現状と問題点

本町は 6 集落から形成され、令和 8 年 1 月現在の世帯数は 559 世帯となっている。地域の環境美化や防犯・防災活動、子どもや高齢者の見守りなど、集落ごとの取り組みは重要であり、そうした中で地域コミュニティが形成されてきた。しかし、町全体において人口減少、少子高齢化が進み、地域の担い手不足や希薄化が加速し、自治活動が困難な状況になっている。

今後も自治活動を継続し住民が自発的に地域を維持していくため、補助金などの支援をおこなうとともに、空き家対策等に対する施策を進めていく必要がある。

２．その対策

○　地域内の環境改善や防災体制の強化、コミュニティ活動の活性化など、地域が主体となった取組を支援する。

○　集落における地域福祉や防災機能の向上に向けて、各区組織と情報連携や集落機能の強化に向けた取り組みを支援していく必要がある。

○　また、集落にある空き家情報を発信することで利活用を促すとともに、田舎暮らし・自然体験をとおした移住者の受け入れを促進する。

第 11　地域文化の振興等

１．現状と問題点

本町には、史跡名勝地となっている笠置山をはじめ、笠置寺や法明寺、各神社などに国・府指定の文化財が所在している。こうした貴重な遺産は後世に継承し伝統を守り続けていくため、適切に保存し管理していくことが重要である。

また、地域の高齢化と後継者不足により、地域独自に伝わる文化の継承が困難になっており、担い手の確保と地域の文化活動に対する支援、観光資源としての活用など、町全体で文化振興に取り組んでいかなければならない。

２．その対策

○　文化活動の拠点となる施設の整備と、文化財や歴史などの貴重な地域資源の価値を次世代に引き継いでいくための事業に取り組む。

○　若い世代が町の歴史や文化に触れ、学び、将来へと継承していけるよう次世代の担い手を育成する。

第 12　再生可能エネルギーの利用の推進

１．現状と問題点

近年、時間雨量が 100ｍｍを超えるような豪雨の頻発など、想定外の気象状況が発生している。強大な台風や線状降水帯など異常気象による災害が多発しており、地球温暖化の影響は大きく、地形的に災害に脆弱な本町では対応に苦慮するところである。また災害だけでなく、森林面積の多い本町にとっては生態系への影響も計り知れないものがある。

本町は、笠置山を中心に史跡名勝地に指定されており、景観に配慮する必要があるため、太陽光発電の設置については規制される区域も存在する。

２．その対策

○　脱炭素の取り組みを推進し、京都府における「2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を支持し、省資源・省エネルギーに配慮した町づくりを推進する。

○　地域全体で環境への意識を高め持続可能な社会の実現を目指す。

第 13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

１．現状と問題点

公共施設については建築年数の経過により維持管理費用は増加しており、今後は既存の公共施設の修繕・耐震化など安心安全な施設の利活用を進めるとともに、施設の集約化・複合化や廃止も検討し、老朽化により利用が見込めない施設については、周辺の環境への影響に配慮し計画的に解体する必要がある。

２．その対策

○　既存施設の改修・除却に要する経費をはじめ、本計画に基づく過疎地域持続的発展特別事業を実施するため経費の財源とすることを目的に継続的に基金積み立てを行う。